

平成28年9月21日  
九州地方環境事務所

## 九州地方 ESD 活動支援センター設置準備委員会 設置要綱

### (設 置)

第1. 九州地方 ESD 活動支援センター（仮称）（以下「地方センター」という。）が設置されるまでの間、地方センターの目的である ESD の実践者等への支援等に係る検討を行い、もって地方センターの円滑な設置準備を図るため、九州地方 ESD 活動支援センター設置準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

### (検 討 事 項)

第2. 準備委員会は、地方センターに関する次の事項について検討を行う。

- (1) 支援活動に関すること。
- (2) 地域の課題及び解決方策に関すること
- (3) ESD 推進ネットワークの目標に関すること。
- (4) 地方センターの運営体制に関すること。
- (5) その他地方センターの設置に必要な事項に関すること。

### (構 成)

第3. 準備委員会は、10名以内の委員で構成する。

2 前項の委員は、次に掲げる者の内から九州地方環境事務所長が委嘱する。

- (1) ESD 実践団体
- (2) 企業
- (3) 学識経験者
- (4) 教育関係者
- (5) 地方自治体

3 委員がやむを得ない事情により準備委員会に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。

### (委 員 長)

第4. 準備委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、準備委員会を主宰し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(招 集)

第5. 準備委員会の会議は委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(運営細則)

第6. 準備委員会は、準備委員会の議を経て、準備委員会の運営に必要な細則を定めることができる。

(事務局)

第7. 準備委員会の庶務は九州地方環境事務所環境対策課が行う。

(附 則)

この規則は、平成 28 年 9 月 21 日から適用する。